

松葉杖貸し出し時の預かり金について

令和5年6月1日より松葉杖貸し出し時に預かり金として「5,000円」を受付窓口でお預かりいたします。これは、松葉杖を返却しない方が散見されるようになり、未返却防止のための対応となりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

貸し出し運用規定

1. 松葉杖の借用料として松葉杖1組につき1日100円徴収いたします。
2. 貸出の際、お預り保証料として松葉杖1組につき5,000円をお預りし、「保証金預り証」を発行いたします。
3. 貸出日から返却日までの日数で借用料を計算し、お預り金で精算して返金、追金をいたします。
4. いつでも松葉杖が返却できるよう、受診の際には「保証金預り証」を常にお持ちいただけますようお願いいたします。
5. 未返却の場合や故意に破壊した場合、借用料とお預り金を保証料として徴収いたします。
6. 松葉杖の返却は、「スタッフ」をお願いいたします。
7. 返却時に「保証金預り証」を受付窓口に提出して下さい。10～15分程で精算いたします。
8. 返却時間は、10:00～17:30までをお願いいたします。